

告示

埼玉県告示第八百八十七号

埼玉県税条例施行規則（昭和二十五年埼玉県規則第四十一号）第四十二条第一項の規定により、納税証紙売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第九項の規定により告示する。

令和五年八月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 納税証紙売りさばき人の住所又は所在地、氏名又は名称及び納税証紙の売りさばき場所

住所又は所在地 東京都豊島区東池袋 四丁目五番二号	氏名又は名称 株式会社アイヴィジツ ト	納税証紙の売りさばき場所 さいたま県税事務所（さいたま市浦和区北浦和五丁目六番五号） 川越県税事務所（川越市新宿町一丁目十七番地十七） 春日部県税事務所（春日部市大沼一丁目七十六番） 越谷県税事務所（越谷市越ヶ谷四丁目二番八十二号）
---------------------------------	---------------------------	--

二 指定年月日

令和五年八月八日

三 指定期間

令和五年八月二十一日から令和五年十二月二十八日まで